

3. 注記表

前年度（平成30年度）	本年度（令和元年度）
1 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） 2) 子会社株式：移動平均法による原価法 3) その他有価証券 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品 ・肥料、農薬、飼料については総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） ・その他の購買品については売価還元法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 加工・利用事業棚卸資産 ・原材料、仕掛品については、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） その他の棚卸資産 ・個別法による原価法 (3) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 建物（建物附属設備を除く） a) 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法 c) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法 建物（建物附属設備を除く）以外 a) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法 c) 平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物 定額法 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、全額費用処理を行っています。	1 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） 2) 子会社株式：移動平均法による原価法 3) その他有価証券 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品 ・肥料、農薬、飼料については総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） ・その他の購買品については売価還元法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 加工・利用事業棚卸資産 ・原材料、仕掛品については、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） その他の棚卸資産 ・個別法による原価法 (3) 固定資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 建物（建物附属設備を除く） a) 平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法 c) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法 建物（建物附属設備を除く）以外 a) 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法 b) 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法 c) 平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物 定額法 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額が30万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、全額費用処理を行っています。

前年度（平成30年度）	本年度（令和元年度）
② 無形固定資産 定額法 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年または10年）に基づく定額法により償却を行っています。	② 無形固定資産 定額法 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年または10年）に基づく定額法により償却を行っています。
(4) 引当金の計上基準	(4) 引当金の計上基準
① 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 ② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 ③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。 a) 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 b) 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。	① 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、主として今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。 ② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 ③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。 a) 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 b) 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の

前年度（平成30年度）
④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
⑤ 外部出資等損失引当金 当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。
(5) 収益及び費用の計上基準 ファイナンス・リース取引（貸手）に係る収益の計上基準 リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっています。
(6) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
(7) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
(8) 記載金額の端数処理 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目又は項目については「0」で表示しています。

2 貸借対照表に関する注記

- (1) 固定資産に関する圧縮記帳額
国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は488,807千円であり、その内訳は、次のとおりです。
- なお、当該圧縮金額は平成10年度以降に取得した資産にかかる金額です。
- | | |
|-------|-----------|
| 建物 | 330,059千円 |
| 機械装置 | 155,628千円 |
| 車両運搬具 | 500千円 |
| 器具備品 | 2,620千円 |
- (2) リース契約により使用する重要な固定資産
貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びATM、自動車、器具・備品等（平成20年3

本年度（令和元年度）
一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。
④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
⑤ 外部出資等損失引当金 当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。
(5) 収益及び費用の計上基準 ファイナンス・リース取引（貸手）に係る収益の計上基準 リース料受取時に収益と費用を計上する方法によっています。
(6) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
(7) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
(8) 記載金額の端数処理 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目又は項目については「0」で表示しています。

2 表示方法の変更にに関する注記

損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

3 貸借対照表に関する注記

- (1) 固定資産に関する圧縮記帳額
国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得

前年度（平成30年度）	
月31日以前契約締結のもの）については、リース契約により使用しています。	
(3) オペレーティング・リース取引の内容	
ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当J Aに移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。	
なお、解約可能なオペレーティング・リース取引（一契約300万円を超えるもの）の解約金は34,353千円です。	
(4) 担保に供されている資産	
担保に供している資産等は次のとおりです。	
担保に供している資産	
その他の信用事業資産（信用差入保証金）	
	100千円
定期預金	350千円
担保に係る債務	
町水道事業公金取扱	1,082千円
市町収納代理公金	7,097千円
以下の資産は日銀の被災地金融機関支援オペを活用した借入金1,360,000千円の担保に供しています。	
定期預金	1,360,000千円
上記のほか、為替決済用の代用として、定期預金4,500,000千円を差し入れています。	
(5) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務	
子会社等に対する金銭債権の総額	221,844千円
子会社等に対する金銭債務の総額	672,338千円
(6) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務	
理事及び監事に対する金銭債権の総額	
	109,279千円
(7) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳	
貸出金のうち、破綻先債権額は30,995千円、延滞債権額は303,689千円です。	
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。	
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以	

本年度（令和元年度）	
価額から控除している圧縮記帳額は487,469千円であり、その内訳は、次のとおりです。	
なお、当該圧縮金額は平成10年度以降に取得した資産にかかる金額です。	
建物	328,721千円
機械装置	155,628千円
車両運搬具	500千円
器具備品	2,620千円
(2) リース契約により使用する重要な固定資産	
貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びATM、自動車、器具・備品等（平成20年3月31日以前契約締結のもの）については、リース契約により使用しています。	
(3) オペレーティング・リース取引の内容	
ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当J Aに移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。	
なお、解約可能なオペレーティング・リース取引（一契約300万円を超えるもの）の解約金は42,612千円です。	
(4) 担保に供されている資産	
担保に供している資産等は次のとおりです。	
担保に供している資産	
その他の信用事業資産（信用差入保証金）	
	100千円
定期預金	350千円
担保に係る債務	
町水道事業公金取扱	1,209千円
市町収納代理公金	6,401千円
以下の資産は日銀の被災地金融機関支援オペを活用した借入金1,360,000千円の担保に供しています。	
定期預金	1,360,000千円
上記のほか、為替決済用の代用として、定期預金4,500,000千円を差し入れています。	
(5) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務	
子会社等に対する金銭債権の総額	149,754千円
子会社等に対する金銭債務の総額	485,555千円
(6) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務	
理事及び監事に対する金銭債権の総額	
	98,478千円
(7) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳	
貸出金のうち、破綻先債権額は30,995千円、延滞債権額は248,477千円です。	

前年度（平成30年度）

外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,678千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は352,363千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(8) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日 平成11年3月31日

②再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額

2,067,214千円

③同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

3 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額 217,437千円
 うち事業取引高 38,435千円
 うち事業取引以外の取引高 179,001千円
 ② 子会社等との取引による費用総額 60,126千円
 うち事業取引高 16,045千円

本年度（令和元年度）

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,471千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は295,943千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(8) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価の方法等

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

①再評価を行った年月日 平成11年3月31日

②再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額

1,994,712千円

③同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固

前年度（平成30年度）

うち事業取引以外の取引高 44,080千円

(2) 固定資産減損会計に基づく減損損失の認識

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店・事業所等については地区事業本部ごと、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないため、共用資産と認識しています。

当期に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
大河原町金ヶ瀬	賃貸用固定資産	土地及び建物等	業務外固定資産
村田町村田	遊休資産	土地	事業所跡地
村田町村田	賃貸用固定資産	土地及び建物等	業務外固定資産
川崎町今宿	遊休資産	建物	
川崎町前川	営業用店舗	土地	
蔵王町円田	遊休資産	土地	給油所跡地
蔵王町遠刈田	遊休資産	土地	支所跡地
蔵王町円田	営業用店舗	土地	
蔵王町平沢	賃貸用固定資産	土地及び建物等	業務外固定資産
蔵王町平沢	賃貸用固定資産	土地及び建物	業務外固定資産
角田市枝野	賃貸用固定資産	土地及び建物等	業務外固定資産
角田市島田	賃貸用固定資産	土地及び建物等	業務外固定資産
角田市尾山	遊休資産	土地	
角田市梶賀	賃貸用固定資産	土地及び建物	業務外固定資産
角田市佐倉	遊休資産	土地	支所跡地
角田市角田	賃貸用固定資産	土地	旧店舗跡地
角田市高倉	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
角田市尾山	遊休資産	土地及び建物	支所跡地
角田市横倉	遊休資産	土地	
角田市小坂	遊休資産	土地	
角田市高倉	遊休資産	土地	
角田市枝野	遊休資産	土地及び建物等	
丸森町大内	遊休資産	土地	支所跡地
丸森町大張	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
丸森町小斎	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
丸森町金山	遊休資産	土地及び建物	支所跡地
丸森町金山	遊休資産	土地	倉庫跡地
丸森町小斎	賃貸用固定資産	土地及び建物	支所跡地
丸森町小斎	賃貸用固定資産	土地及び建物等	業務外固定資産
丸森町鍋掘	賃貸用固定資産	土地及び建物	業務外固定資産
丸森町館矢間	遊休資産	土地	支所跡地
丸森町筆甫	賃貸用固定資産	土地	支所跡地
丸森町筆甫	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
丸森町雁歌	営業用店舗	土地	
角田市江尻	賃貸用固定資産	建物	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

大河原町金ヶ瀬、村田町村田、蔵王町平沢、角田市枝野、角田市島田、角田市梶賀、角田市角田、角田市高倉、丸森町大張、丸森町小斎、丸森町鍋掘、丸森町筆甫、角田市江尻の資産は過年度に減損損失を計上している賃貸用固定資産であり、村田町村田、川崎堆肥センター、蔵王町円田、蔵王

本年度（令和元年度）

定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	92,204千円
うち事業取引高	5,684千円
うち事業取引以外の取引高	86,519千円
② 子会社等との取引による費用総額	46,443千円
うち事業取引高	3,130千円
うち事業取引以外の取引高	43,312千円

(2) 固定資産減損会計に基づく減損損失の認識

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店・事業所等については地区事業本部ごと、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、本店については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないため、共用資産と認識しています。

当期に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
角田市島田(舊床C)	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
角田市梶賀	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
丸森町小斎	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
角田市高倉	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
丸森町大張	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
丸森町金山	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
丸森町小斎	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
丸森町鍋掘	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
蔵王町円田	遊休資産	土地	給油所跡地
白石市小原	遊休資産	土地	支所跡地
丸森町大内	遊休資産	土地	支所跡地
丸森町館矢間	遊休資産	土地	支所跡地
蔵王町遠刈田	遊休資産	土地	支所跡地
角田市佐倉	遊休資産	土地	支所跡地
村田町村田	遊休資産	土地	事業所跡地
丸森町金山	遊休資産	土地	倉庫跡地
丸森町小斎	遊休資産	土地	倉庫跡地
角田市尾山	遊休資産	土地	桑園跡地
角田市小坂	遊休資産	土地	支所跡地
角田市高倉	遊休資産	土地	野菜集荷所跡地
白石市福岡	遊休資産	土地及び建物	支所跡地
白石市斎川	遊休資産	土地及び建物	支所跡地
角田市岡	遊休資産	土地及び建物	農業倉庫跡地
角田市豊室	遊休資産	土地及び建物	堆肥センター跡地
角田市島田	遊休資産	土地	
丸森農機センター	営業用店舗	土地	

② 減損損失の認識に至った経緯

角田市島田、角田市梶賀、丸森町小斎、角田市

前年度（平成30年度）	本年度（令和元年度）
町遠刈田、角田市尾山、角田市佐倉、角田市横倉、角田市小坂、角田市高倉、角田市枝野、丸森町大内、丸森町金山、丸森町館矢間の資産については、過年度に減損損失を計上している遊休資産であり、減損の兆候に該当しています。	高倉、丸森町大張、丸森町金山、丸森町小斎、丸森町鍋掘の資産は過年度に減損損失を計上している賃貸用固定資産であり、蔵王町円田、白石市小原、丸森町大内、丸森町館矢間、蔵王町遠刈田、角田市佐倉、丸森町金山、丸森町小斎、角田市尾山、角田市小坂、角田市高倉、角田市島田の資産については、過年度に減損損失を計上している遊休資産であります。
また、川崎農機センター、バイオセンター、丸森農機センターについては当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから減損の兆候に該当しています。	また、白石市福岡、白石市斎川、角田市岡、角田市豊室の資産については、当年度に減損損失を計上している遊休資産で、いずれも減損の兆候に該当しています。
③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳	③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳
大河原町金ヶ瀬	角田市島田
8,031 千円（土地 4,911 千円、建物ほか 2,702 千円、その他 417 千円）	356 千円（土地 356 千円）
村田町村田	角田市梶賀
2,918 千円（土地 2,918 千円）	530 千円（土地 530 千円）
村田町村田	丸森町小斎
9,215 千円（土地 7,645 千円、建物ほか 1,569 千円）	219 千円（土地 219 千円）
川崎堆肥センター	角田市高倉
2,006 千円（建物 2,006 千円）	21 千円（土地 21 千円）
川崎農機センター	丸森町大張
4,715 千円（土地 4,715 千円）	236 千円（土地 236 千円）
蔵王町円田	丸森町金山
47 千円（土地 47 千円）	1,564 千円（土地 1,564 千円）
蔵王町遠刈田	丸森町小斎
3,313 千円（土地 3,313 千円）	720 千円（土地 720 千円）
バイオセンター	丸森町鍋掘
79 千円（土地 79 千円）	84 千円（土地 84 千円）
蔵王町平沢	蔵王町円田
10,412 千円（土地 3,665 千円、建物ほか 6,747 千円）	47 千円（土地 47 千円）
蔵王町平沢	白石市小原
8,529 千円（土地 6,388 千円、建物 2,141 千円）	5 千円（土地 5 千円）
角田市枝野	丸森町大内
3,421 千円（土地 2,009 千円、建物 1,288 千円、その他 123 千円）	222 千円（土地 222 千円）
角田市島田	丸森町館矢間
9,897 千円（土地 7,252 千円、建物ほか 2,549 千円、その他 96 千円）	110 千円（土地 110 千円）
角田市尾山	蔵王町遠刈田
254 千円（土地 254 千円）	331 千円（土地 331 千円）
角田市梶賀	角田市佐倉
4,110 千円（土地 2,462 千円、建物 1,648 千円）	147 千円（土地 147 千円）
角田市佐倉	村田町村田
2,351 千円（土地 2,351 千円）	1,258 千円（土地 1,258 千円）
角田市角田	丸森町金山
67,667 千円（土地 67,667 千円）	
角田市高倉	
4,918 千円（土地 4,918 千円）	
角田市尾山	
12,847 千円（土地 10,167 千円、建物 2,680 千円）	

前年度（平成30年度）	本年度（令和元年度）
角田市横倉 54千円（土地 54千円）	43千円（土地 43千円）
角田市小坂 1,999千円（土地 1,999千円）	丸森町小斎 13千円（土地 13千円）
角田市高倉 4,167千円（土地 4,167千円）	角田市尾山 25千円（土地 25千円）
角田市枝野 11,140千円（土地 9,974千円、建物ほか 1,126千円、 その他 39千円）	角田市小坂 11千円（土地 11千円）
丸森町大内 178千円（土地 178千円）	角田市高倉 17千円（土地 17千円）
丸森町大張 3,518千円（土地 3,518千円）	白石市福岡 14,040千円（土地 10,303千円、建物 3,737千円）
丸森町小斎 3,758千円（土地 3,758千円）	白石市斎川 15,727千円（土地 14,892千円、建物 835千円）
丸森町金山 5,233千円（土地 4,742千円、建物 491千円）	角田市岡 31,637千円（土地 28,261千円、建物 3,376千円）
丸森町金山 998千円（土地 998千円）	角田市豊室 49,404千円（土地 37,562千円、建物 7,312千円、 機械装置 1,010千円、その他 3,520千円）
丸森町小斎 8,613千円（土地 7,909千円、建物 704千円）	角田市島田 411千円（土地 411千円）
丸森町小斎 9,741千円（土地 9,737千円、建物ほか 3千円）	丸森農機センター 233千円（土地 233千円）
丸森町鍋掘 4,661千円（土地 3,645千円、建物 1,016千円）	合 計 117,411千円（土地 97,620千円、建物 15,258千円、 機械装置 1,010千円、その他 3,520千円）
丸森町館矢間 135千円（土地 135千円）	④ 回収可能価額の時価の算定方法 回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されております。
丸森町筆甫 3,312千円（土地 3,312千円）	(3) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用に伴う簿価切下げ額 期末棚卸高は、収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が購買品供給原価に含まれています。 購買品供給原価 985千円
丸森町筆甫 152千円（土地 152千円）	(4) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
丸森農機センター 4,401千円（土地 4,401千円）	
角田市江尻 22,846千円（建物 22,846千円）	
合 計 239,656千円（土地 189,457千円、建物ほか 49,522千円、 その他 676千円）	
④ 回収可能価額の時価の算定方法 回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されております。	
(3) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用に伴う簿価切下げ額 期末棚卸高は、収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が購買品供給原価に含まれています。 購買品供給原価 954千円	